

「ふくしま ZEB 推進事業業務委託」 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

「ふくしま ZEB 推進事業業務委託」では、既存県有建築物において目標使用年数の中間時期（30年程度）に実施する大規模改修工事に際して、省エネ技術を効果的に取り入れ、太陽光などの再生可能エネルギーを導入し、建物を ZEB 化するために関係者間の合意形成を円滑化することを目的とした「ふくしま ZEB ガイドライン(改修編)」を作成する。

本プロポーザルは、「ふくしま ZEB ガイドライン (改修編)」を作成するため、優れた技術力や想像力を有する者を募集するものである。

2 事業内容

(1) 対象事業

ふくしま ZEB 推進事業業務委託

(2) 仕様

別紙「ふくしま ZEB 推進事業業務委託に係る仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約の締結の日から、令和 5 年 3 月 6 日（月）までの期間

(4) 委託費の上限

金 18,600 千円（消費税及び地方消費税込み）

3 公募型プロポーザルに係る事項

(1) 公募型プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 募集要領を公示した日から契約締結までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中のものでないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人で場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は、暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は、暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

⑤ 県税を滞納している者でないこと。

⑥ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

⑦ ZEB プランナーの登録をしていること。

⑧ ZEB のプランニング実績を有している者であること。

⑨ 国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体の公共建築物整備における基本構想・計画の策定業務の実績を有している者であること。（過去 15 年間の国内における実績で、新築、増築、改築、改修（修繕は除く）のいずれかの実績。）

※「修繕」：同一部位における性能の現状維持及び構造的な現状復旧を行うこと。

「改修」：同一部位における性能を初期の水準以上にすること。

(2) 実施要領等の入手方法

企画提案書様式等については、福島県土木部営繕課（以下、「営繕課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、営繕課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限

令和 4 年 7 月 12 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第 3 号）により、営繕課宛に電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】ふくしま ZEB 推進事業業務委託」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 4 年 7 月 15 日（金）午後 5 時までに営繕課のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

5 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の公募型プロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和4年7月20日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 福島県土木部営繕課

(3) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号)

② 会社概要(様式第6号)

③ 3(1)⑦⑧⑨の条件を満たしていることを証する書類の写し

※⑨について、改修の実績とする場合は、修繕ではなく改修であることが分かるものとする。

(4) 提出方法

郵送(簡易書留)による。但し、上記提出期限までに郵送による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

6 基本情報資料の提供

企画提案書の作成に参考となる①「県有建築物のエネルギー消費性能評価(サンプル)」、②福島県県有建築物長寿命化指針、③「長期修繕計画表(サンプル)」、④「須賀川土木事務所運用データの検証報告書」、⑤「新築編として作成した「ふくしまZEBガイドライン」、については、5の資格の確認を受けたものに限り、次のとおり提供する。

(1) 提出期限 令和4年7月21日(木)午後5時まで

(2) 申請先 福島県土木部営繕課

(3) 提出書類

守秘義務誓約書(様式第4号)

(4) 提出方法

郵送(簡易書留)による。但し、上記提出期限まで郵送による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

(5) 提供方法

電子メールにより提供する。

なお、提供資料については、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。また、本業務完了後は情報漏洩のないように適正に消去すること。

①「県有建築物のエネルギー消費性能評価」

県有建築物において1年間に消費したエネルギーの量を基礎とし、運用データの分析を行ったもの。

②「福島県県有建築物長寿命化指針」

既存建物に予防保全措置等の適切な維持管理を施すことによって、建物の性能水準を維持しながら長く使用する「建物の長寿命化」を目指し、技術的な方向性を示したもの。

③「長期修繕計画表」

県有建築物について、建物を構成する部位及び部材毎に耐用年数や、更新時期を考慮し、効率的な修繕や大規模改修について年度毎の計画表としたもの。

④「須賀川土木事務所運用データの検証報告書」

須賀川土木事務所における一年間のBEMSによる運用データを分析・検証したもの。

⑤「新築編として作成した「ふくしまZEBガイドライン」」

県有建築物を新築する際に、基本構想からZEB認証を受けるまでのZEB化に関連する一連のスキームをまとめたもの。

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(1) 提出期限 令和4年7月28日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 福島県土木部営繕課

(3) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加資格確認通知書(様式第2号)の写し

② 企画提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする)

③ 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする)

④ その他企画提案を説明するのに必要な書類

⑤ 業務実施体制書(様式第5号)

⑥ 会社概要(様式第6号)と、直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)

⑦ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)

⑧ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

②～⑥…6部(正本1部、副本5部)、①及び⑦～⑧…1部(正本1部)

(5) 提出方法

郵送(簡易書留)による。但し、上記提出期限まで郵送による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

8 企画提案書の内容

企画提案書は「10 審査に関する事項」(2) 審査会③審査基準の項目に基づき作成すること。また、別紙「ふくしまZEB推進事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 本仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) 各業務の内容が整合（例：代表モデルとして選定した施設を ZEB 化した場合のコストを算出する）するように提案すること。
- (3) 仕様書「5 業務内容」に記載されている各業務の中で「(3) 代表モデルによる ZEB 改修の検討」を特に重視している。
 - ① 「ア 代表モデルの検討」
 - ・既存県有建築物を分析し、代表モデルを選定するための具体的な取組を提案すること。
 - ② 「イ 標準改修と ZEB 改修の比較」
 - ・アで選定した各代表モデルについて、大規模改修工事の仮想設計を行い、標準的な改修と ZEB 改修した場合について、Ⅰ:建築と設備の改修仕様 Ⅱ:改修コスト Ⅲ:BEI 値 Ⅳ:ウェルネスの 4 項目について比較・検討し、整理する方法の具体的な取組を提案すること。
 - ③ 「その他本業務において特に有効と考える提案」
 - ・上記の他、ガイドライン作成にあたり特に有効と考える手法等がある場合は、参加者独自に提案を行う。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

 - ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
 - ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
 - ③ 提出書類に不備があった場合。
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - ⑤ 参加表明書の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
 - ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合。
 - ⑦ その他、県が予め指示した事項に違反した場合。
- (2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (5) その他
 - ① 参加者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
 - ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の

提出を求めることがある。

- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。
- ⑤ 経理処理については、経済産業省が公表している補助事業事務処理マニュアルに準じて行うこと。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容について、県が別に定める「ふくしま ZEB 推進事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、審査基準（別記）に基づく審査を行う。

(2) 審査会（リモートプレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのリモートプレゼンテーション形式（webex または zoom 等）により審査を行う。

本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

なお、企画提案書が 6 者以上から提出された場合には、企画提案書を基に書面審査（1次審査）を実施し、審査会（プレゼンテーション）を実施する 5 者を予め選考し、書類審査（一次審査）対象者に結果を通知することとする。

①開催日時

令和 4 年 8 月 10 日（水）13 時 30 分から開始

※プレゼンテーション発表順は受付順とし、時間は別途通知する。

②審査所要時間

説明時間 15 分以内、及び質疑応答 10 分以内の計 25 分以内とする。

③審査基準

審査基準に基づき審査し、総合点数が最も高い提案者を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。			(20)
①	計画・体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表 ・業務体制 ・関連業務実績 	20
2. 「ふくしま ZEB 化ガイドライン（改修編）」の作成について優れた提案となっているか。			(80)
①	代表モデルの検討	・既存県有建築物を分析し、代表モデルを選定するための具体的な取組を提案	20
②	ZEB 改修の検討	・選定した各代表モデルについて、大規模改修工事の仮想設計を行い、標準的な改修と ZEB 改修した場合について、比較・検討し、整理する方法の具体的な取組を提案	40
③	その他の提案	・上記の他、ガイドライン作成にあたり特に有効と考える手法等がある場合は、参加者独自に提案	20
合計点			(100)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数		評価
20	40	優れている
16	32	やや優れている
12	24	普通
8	16	やや劣る
4	8	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し

決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

12 スケジュール

項 目	日 程
質問受付期限	令和4年7月12日(火)午後5時まで
質問回答	令和4年7月15日(金)午後5時まで
公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限	令和4年7月20日(水)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和4年7月28日(木)午後5時まで
審査会	令和4年8月10日(水)午後13時30から
審査結果の通知	令和4年8月15日(月)以降

13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県土木部営繕課

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号(本庁舎4階)
営繕課(担当:風間、新開)

メールアドレス eizen@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/>